

教育民生建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成24年6月18日(月曜日)
午前9時30分～午前10時12分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 岩本明央委員長 俵 薫 副委員長
徳並伍朗委員 荒山光広委員
下井克己委員 萬代泰生委員
岡山隆委員 秋枝秀稔委員
猶野智和委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局補佐
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
永富康文 教育長 山田悦子 教委事務局長
福田和司 市民福祉部長 杉原功一 市民福祉部市民課長
白井栄次 市民福祉部高齢福祉課長 伊藤康文 建設経済部長
松野哲治 建設経済部次長 藤澤和昭 総合観光部長
末藤勝巳 農業委員会事務局長 坂田文和 消防長
西岡博和 消防本部次長 阿野秀文 消防本部警防課長
斉藤光雄 消防本部予防課長

午前9時30分開会

委員長（岩本明央君） 皆さんおはようございます。只今より教育民生建設観光委員会を開会いたします。村田市長さん、何かございますか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしく申し上げます。

委員長（岩本明央君） 秋山議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にございませぬ。よろしく申し上げます。

委員長（岩本明央君） 執行部の皆さん、よろしく申し上げます。議員、委員の皆さんよろしく申し上げます。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案5件につきまして、審査をいたしますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に議案第3号住民基本台帳法の一部改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第3号についてご説明いたします。住民基本台帳法の一部を改正する法律、以下、住基改正法と言います。及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律、以下、入管法等改正法と言います。が平成21年7月15日に交付され、その大半が平成24年7月9日から施行されます。

まず、住基改正法により、外国人住民も住民基本台帳の適応対象になり、これまで日本人の住民基本台帳制度とは別の管理をされていた外国人住民の利便性の向上や市町村の行政事務の合理化が図られるようになりました。また、入管法等改正法により、新たな在留管理制度の導入や外国人登録法の廃止などが行われ、これまでの外国人登録制度に基づく事務などの見直しがなされたことにより、関連条例等の改正も必要となりました。この度は六つの条例の改正を予定しております。

主なものとして、美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正では、外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票等の用語の整理のほか、住民基本台帳法施行令及び住民基本台帳法施行規則の改正により、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例といたしまして通称の記載ができることとなることに伴い、通称を用いた

印鑑の登録及び取扱いに係る改正を行っております。他の条例については、外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語の整理を行ったものでございます。改正の詳細につきましては、美祢市議会定例会参考資料の1ページから10ページの新旧対照表を参照いただければと思います。以上で説明を終わります。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第3号住民基本台帳法の一部改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤予防課長。

消防本部予防課長（斉藤光雄君） おはようございます。予防課長の斉藤です。それでは、議案第6号、ページ6-1ですが、美祢市火災予防条例の一部改正について、参考資料といたしまして、ページ15、美祢市火災予防条例新旧対照表1条関係について、ご覧いただき説明いたします。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令平成23年第405号が公布され、今まで非危険物でありました炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されことに伴い、現行の美祢市火災予防条例の一部を改正するものです。

改正の概要については、次の2点でございます。1.経過措置として、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されることにより、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うことになるものの一定の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の

基準について、経過措置を講じることとされたこと、これが附則第5条から第8条に記載されています。第2点目、施行期日ではありますが、施行期日は、平成24年7月1日から施行することとされています。

次にもう一点、議案第6号、ページ6-2及び3、美祢市火災予防条例の一部改正について、参考資料といたしまして、ページ17、18、19、美祢市火災予防条例新旧対照表2条関係をご覧ください、ご説明いたします。

対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成24年総務省令17号として公布されました。新たに、急速充電設備が対象火気設備等として位置づけられたことに伴い、火災予防条例の対象火気設備、位置及び管理に関する基準を新たに定めることが必要になったためです。

今回の改正は、近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められています電気自動車の急速充電設備について、対象火気設備等の種類に追加するとともに、急速充電設備の特性を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定めるものです。美祢市火災予防条例として11条の2を加えることとなります。施行期日につきましては、平成24年12月1日から施行するものとされています。以上です。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第6号美祢市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第2号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議案といたします。執行部より説明を求めます。白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） それでは、続きまして議案第2号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算書の2 - 1ページをお開き願いたいと思います。

このたびの補正は、予定事業量の変更に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ273万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,577万7,000円とするものでございます。

詳細につきまして、まず歳出からご説明をさせていただけたらと思います。2 - 10、2 - 11ページをお開き願えたらと思います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費におきまして、第13節委託料を273万円増額いたしております。

これにつきましては、先日の一般会計補正予算の説明の際にも触れましたけれども、住民基本台帳法並びに介護保険法の改正施行に伴う電算システム改修に係る委託料273万円の増でございます。具体的には、介護認定支援システムさらに地域包括支援センターシステムに係るものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入ります2 - 8、2 - 9をお開き願えたらと思います。第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金におきまして、第2節事務費繰入金を273万円を増額補正いたしてございます。これは、全額電算システム改修委託料に充てることとしておるものでございます。以上でございます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それではですね、まず、議案第2号の介護保険事業特別会計補正で、一般管理経費で今、説明がありましたように電算システム改修委託料ということで、273万がついております。これは、この程度のもんで、そんな議案として中身をどうこうするような案件じゃあないと思っております。

いずれにしても、今回は一般管理経費ということで、当然第5期の介護事業計画の中で進められていくわけでありましてけれども、第5期介護保険事業計画というのは、平成24年から26年まで3年間ということでありましてけれども、今回、この民生費で県補助金の補正で1億3,370万円ついていたと思います。それでその中の社会福祉費補助金として、市として介護基盤緊急整備等基金ということで、1

億550万円ほどこれを基金に充てております。それで、4期から基金を繰り越して第5期に入れたと思います。そして、今回の新たに県の補助金で介護保険事業計画の中にこういった介護基盤緊急整備基金等ということで押し当てて、実際、これからいよいよ第5期介護保険事業始まりますけれども、今現在時点で基金というのは、どの程度あるのかどうか、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（岩本明央君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の岡山委員のご質問にお答えさせていただければと思います。只今の質問は、介護保険事業特別会計における基金の残高がいくらかというご質問というふうに捉えておりますけれども、今現在、先だって出納閉鎖、5月31日に終えまして、今現在まだ正式な数字は報告はできませんけれども、今の見込みとすれば、1億8,000万余り程度の基金が残っておりというふうな試算を行っておるところです。以上でございます。

委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） よくわかりました。いずれにしても当初第4期介護保険事業で基金は、今回5期で1億8,000万円程度の基金ということでありましたけれども、やっぱり、今後基金というのが新しく年度が変わりで5期になれば、この積立基金も段々目減りをしているなという状況であるなということが見て取れます。当然介護事業に出していくお金というのが、今回も多機能型のこういった施設をあてているし、それは、どうしても必要な部分であると思っております。

それで、今後介護保険料についても、私いろいろ皆さんとお話すると、また介護保険料が上がったってよく言われるんですけども、今、やっぱり、何て言いますか介護を受ける方が当然多くなって、それに対する支出もありますよということで、説明はしておりますけれども、それでも4,420円という形で二、三百円程度、確か上がったと思います。今後とも高齢化がどんどん三割程度の65歳以上人口ということで、今後進んでいきますけれども、国の今後のやっぱり、税と社会保障の一体改革でそういったところのきちっと補填がないと今、市が行っているような形で介護保険料を上げていかなくなってしまおうという、そういう見通しであるかどうか。この辺についてお尋ねしたいと思います。

委員長（岩本明央君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の岡山委員の質問にお答えしたいと

思いますけれども、介護保険につきましては、社会保障につきまして、すべからく今後支出増が見込まれておるところでございますけれども、介護保険事業につきましても、施設につきましては、ユニット型の手厚い介護ができるような施設整備ということも見込まれておりますけれども、さらに今後は介護予防あるいは在宅にいながらでも医療が提供いただけるような、そういったサービスを、訪問看護サービスといったものが、今後重点化をしてサービスの内容が充実しておるといふ動きであると捉えておるところでございます。

委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 介護保険料が一番安いところが長門市やったと思います。それは、介護施設というものを山口県では一番設置する率が低いから、介護保険料が安いのではないかと考えております。安からいいというわけでもないところもあるとは理解はしておりますけれども、今後、問題点は、在宅介護を受けられる方、そして特養などこういった施設に入られる方、非常にどうしても大型施設に入るといふことは、市からの繰り出すお金というのは非常に高くなっていく。在宅であれば、安いかという、多少なりともそういったところでも経費が削減できてくるところがあるとは考えておりますけれども、今後、その辺の美祿市の特養などの介護施設の、この第5期における建設計画、そして在宅のもっていき方、その辺のお考え方についてお尋ねしたいと考えています。

委員長（岩本明央君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の岡山委員のご質問についてでございますけれども、まず、第5期における美祿市内での整備計画という点につきましては、今回、この定例会におきまして提案をさせていただいております同朋福祉会による事業、新規につきましては、この1件のみでございます。あとは、この美祿地域の中でこういった施設の必要量等につきましては、定員が定まってまいりますので、これを新たに超える施設整備については、この5期の期間中にはないというように考えております。

それから在宅への動きということでございますけれども、介護予防、高齢者の方、年をめされまして、いろんな体の状況が、その方々によって違ってまいるわけでございますけれども、介護はそういったいろんな高齢者を受け入れる一つの道具というふうに考えておりますので、その介護につきましても、介護予防、それから

施設と種々サービスがあるわけでございますけれども、今後介護予防という点を捉えまして、介護のサービスを受けなくても、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける高齢者を増やしていけるような取り組みを、今後、力をつけていきたいというふうに考えております。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 基本的なことをちょっとお伺いしたいんですけど、今回、電算システムの改修委託料273万円ということですが、これは、介護保険法の改正ということで、どうしても行わなければいけないものだと思いますが、各自治体も同じように電算システムの改修を行っていると思うんですが、この273万円の算出の根拠と言いますか、取り扱い人口の多いところも小さなところも同じなのか、取り扱う事務量で変わってくるのか。というのが、この電算システムの改修というのは、いろいろ国の制度等が変わるたびに、巨額の費用がかかるわけですね。それでこういったものは、見積もりをとるとか、そういった性格のものではないと思うんですけど、この273万円というものが今回こういった算出の根拠で定められたものか。その辺を教えてくださいと思います。

委員長（岩本明央君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の荒山委員のご質問でございますけれども、算出の根拠につきましても、細かい算出方法につきましては、ちょっとわかりかねるところもあるんですけども、いずれにしましてもこの介護保険法が昨年度改正いたされまして、23年度、24年度にかけまして、全ての保険者におきましては、こういった電算システムを改修というものを行っておるところでございますけれども、そういった状況もありまして、平成23年度におきましては、国のほうから全額ではないですけども、わずかいくらか補助が支給されております。これは、電算システムの改修に伴うものですけども、23年度でございますけれども。これは、全国平均的な数値を基に半分程度市に対して交付いただいておりますけれども、今回の分につきましては、ずっと同じ流れの中にあるわけですけども、ただ、時期的にこの度、今回特に市が住民基本台帳の基本システムに関わる部分でございますので、その一部の部分でございますけれども、そういった流れの中の一つの必要な業務というふうに捉えているところでございます。

委員長（岩本明央君） はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） その辺のことは十分わかるんですが、法律が改正されたということは、日本全国で同じ時期に各自治体でシステムの改修がされると思うんですが、聞きたいのが、大きな例えば、この辺で言うと宇部とか下関とかですね、そういった人口の多いところと、この美祢のような小さなところでの割合と言いますか、基本的なことですからだいたいこれぐらいのものなのか、その取り扱いの人口が多いければ、その分、増えるのか。その辺のところは聞きたかったんですけど。

委員長（岩本明央君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 他市との比較する数値をもっておりませんので、他市と他の保険者と比較してどうというのが、ここでは、申し上げられません。申し訳ございません。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。はい、どうぞ。

委員（荒山光広君） それでは、また後ほど教えていただきたいと思います。

委員長（岩本明央君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第2号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第7号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてをご説明いたします。旧美祢市において平成16年6月1日からワンストップサービス事業として、大嶺郵便局と山崎郵便局に委託しております美祢市の特定の事務を改めるものでございます。

この美祢市の特定の事務とは、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱

いに関する法律に規定しておりますもので、戸籍謄本等の交付、納税証明書の交付、外国人登録原票の写し等の交付、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付に係る六つの事務のことで、現在両郵便局において取り扱っております。この度、住民基本台帳法等の改正により外国人登録法が廃止されることとなり、外国人登録事務の一部である外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付に係る事務が廃止されます。このため、両郵便局に委託しております美祢市の特定の事務より外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付に係る事務を削除する等の所要の改正を行うものであります。

なお、郵便局が取扱う美祢市の特定の事務を変更する場合は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定により、議会の議決を得なければならないこととなっております。改正の詳細については、美祢市議会定例会参考資料の20ページの新旧対照表をご参照いただければと思います。以上で説明を終わります。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第7号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第8号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西岡消防次長。

消防本部次長（西岡博和君） 失礼いたします。それでは、議案第8号財産の取得についてを説明させていただきます。美祢市消防本部の救急業務については、国の定める消防力の整備指針に沿って整備しており、救急高度化推進計画を平成8年に策定後、救急救命士の養成及び救急救命士が行う特定行為に必要な資機材を積載し

た高規格救急自動車の導入を図りました。

現在、救急救命士13名を養成し、管内に配備している救急自動車は、高規格救急自動車が3台と2B型、いわゆる普通型の予備車1台の合計4台で運用しております。平成23年中の救急出動件数は1,373件で、1,340人を医療機関に搬送した状況にあり、救急業務は消防業務全体の中で大きなウエイトを占めたものとなっております。今回、更新整備の車両は、平成9年度に整備したもので、今年度で15年を経過し、本年3月31日現在の走行距離は、172,151kmとなっていることから、車体シャシ及びエンジンの疲労度や搭載している高度救命処置用資機材の経年劣化等が生じているものも現れるなど、故障や破損等を考慮しながらの活動に隊員それぞれがストレスを感じているのが現状であります。

それでは、お手元の議案8号、ページは8-1となっております。また、参考資料21ページをご覧ください。記といたしまして、契約書抜粋を記しております。1の取得財産につきましては、高規格救急自動車一式であります。

2の取得金額は、2,880万1,500円で、これは、消費税及び地方消費税分の137万1,500円を含んでおります。

3の契約の方法につきましては、県内の救急自動車取扱い事業所及び納入実績のある5社によりまず指名競争入札といたしました。

4の契約の相手方につきましては、去る5月29日、美祿市役所3階第一会議室で実施した入札において落札いたしました、宇部市大字妻崎開作762番地に所在します藤村ポンプ株式会社代表取締役藤村光寛との契約であります。

次に、議案第8号・参考資料ページ21-1(1)ご覧いただき、取得財産の概要についてご説明をいたします。

まず、救急自動車であります。排気量3,498cc、234馬力のガソリンエンジンを搭載した4輪駆動、オートマチック、乗車定員7人の日産社製であります。

次に、(2)の装備及び積載資機材であります。防振ベッド・ストレッチャーを始め、患者の負担を軽減する装備や各種救急用資機材並びに自動体外式除細動器代表とする各種高度救命処置用資機材を列記させていただいております。これらの資機材を限られた救急車内スペースにコンパクトにバランスよく配備し、一刻を争う救急現場で最大限の効果を発揮するものです。

納期は、平成24年12月21日とし、完成後の配備場所につきましては、検収後、美祢市消防署・本署を予定いたしており、2B型救急予備車を廃車し、更新後の車両を予備車といたします。このことから、当消防本部の救急自動車すべてが高規格救急自動車となることとなります。

なお、この度の救急自動車更新整備事業につきましては、緊急消防援助隊整備費補助金を活用するもので、補助率は、基準額の2分の1であり、1,159万4,000円の国庫支出金を予定しております。以上で説明を終わります。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりましたが、本案に対する質疑はございませんか。下井議員。

委員（下井克己君） すいません。今の説明間違いないと思います。参考資料の最後のページの1の救急自動車変速装置のところですけども、この書面にはオートマチックとなっておりますが、読まれた時はオートマチックと言われたと思いますが、どうでしょうか。

委員長（岩本明央君） はい、西岡次長。

消防本部次長（西岡博和君） 申し訳ありません。元々の資料がオートマチックで間違えてました。申し訳ございません。

委員長（岩本明央君） そのほか、ございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） この財産取得ということで、高規格の救急自動車を一式を購入するということであります。特にこの件については、問題がないと思っておりますけれども、今まで使っていたこの救急自動車ですね、15年経過して、そして17万kmも走ったと。この古い救急自動車についての今後の処分、これについての対応はどのようになるのでしょうか。お尋ねします。

委員長（岩本明央君） はい、西岡消防次長。

消防本部次長（西岡博和君） 先程の説明の中でも申し上げたと思いますが、現在、普通救急車、高規格とは違う救急車を予備車としておりますが、そちらのほうを完全に廃車をさせていただきます。この度更新をした、今言われました15年経過の17万km以上走った高規格救急自動車ですが、こちらのほうを予備車として今後も使用していくものとなります。よろしいでしょうか。

委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回の分は、そういう形で使っていくけども、普通の救急自

動車ですね、それについては、廃車するんですかね。廃車して、ただ廃車で、これを売却とか、そんとで収入が入ってくるとかいうことはないんですか。

委員長（岩本明央君） 西岡消防次長。

消防本部次長（西岡博和君） そのことにつきましても、契約の中で廃車についての諸費用も業者持ちのほうにしております、特に下取りとか、そういうことは考えておりません。完全に廃車ということで、別に費用が入ってくるということもございません。以上です。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。その他。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第8号財産の取得についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案5件につきまして、全ての審査を終了いたします。そのほか委員さんから何かございましたら、お願いをいたします。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 先週の日曜日だったと思いますけど、この地区でフォトロゲイニングが開催をされたと思います。そのことについて、美祢市で初めて開催されて、三百有余名の参加者があったというふうに聞いております。そこで、初めて開催されたということで、感触といたしますか、効果といたしますか、その辺の当日の様子なり、成果なり、その辺の何かあれがありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長（岩本明央君） 藤澤総合観光部長。

総合観光部長（藤澤和昭君） 只今の委員のご質問にお答えいたしたいと思えます。フォトロゲイニング山口in美祢をこの美祢市の大嶺町、伊佐町を中心に開催することができました。これは、昨年度、本年度の2ヵ年の事業で、地域の良さを

再発見していこうという事業の一環であります。当日、今、委員ご紹介のありました大勢の方がお見えになられ、特に市外から8割以上の方がこの美祢市のところに訪れて来てくださってます。

イベントの内容としては、この美祢市の良さ、あまり、おもてに出てないものも含めて、地域の資源というものをみんなで探しながら、それを評価していくという事業であり、来られた方はもとより、我々携わった者、それから今回、主催していただいたのが観光協会ですが、そちらの者、さらには、ボランティア等で参加していただいた者も含めまして、この美祢市の良さというものを改めていろんなところで発見できたものと思います。

今後は、こういった事業を、今回は大嶺地区、伊佐地区が中心でしたが、今後美東地区、さらには秋芳地区等でも実施し、美祢市の良さ、住民の皆さまと共に確認し、それを誇りに思えるまちづくりにつなげていきたいと思います。大変良い事業であったと評価しております。以上です。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） ないようでございます。それでは、これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。

午前10時12分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年6月18日

教育民生建設観光委員長

岩本明央